

2020年3月

各位

京都信用金庫

民法改正を踏まえた各種規定等の改定のお知らせ③

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「民法の一部を改正する法律」に対応するため、2020年4月1日より各種規定等を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

1. 各種規定等の改定日

2020年4月1日（水）

2. 改定する各種規定等

[改定する各種規定等一覧](#)の通り

3. 電子化する規定について

「京信宝くじ付定期預金景品規定」（松井山手支店取扱）については、改定後に電子化して当金庫ホームページの「規定一覧」へ掲載いたします。

4. 主な改定内容

- ① 成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱を明確化
- ② 定期預金について、満期日前解約の取扱を明確化
- ③ 各種規定変更時の周知方法を明確化
- ④ 各種規定文中の「当金庫所定の日」等の表現を変更

5. 各種規定等の改定部分新旧対照表

夢ネット支店取引規定、夢ネット支店用普通預金規定、宝くじ夢定期預金規定の改定部分新旧対照表は以下の通りです。

他の各種規定等についても以下の内容と同様の改定を行います。

夢ネット支店取引規定（新旧対照表）

改定前	改定後
<p>第29条 成年後見人等の届出</p> <p>1. 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>第29条 成年後見人等の届出</p> <p>1. 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>
<p>第31条 規定の変更</p> <p><u>当支店は、お客様に事前に通知することなく、本規定の内容を任意に変更することができるものとします。変更日以降は変更後の規定により取扱います。なお、当支店の任意の変更によって損害が生じたとしても、当支店はいっさい責任を負いません。</u></p>	<p>第31条 規定の変更</p> <p><u>1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</u></p>

夢ネット支店用普通預金規定（新旧対照表）

改定前	改定後
<p>第6条 利息</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでにこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p>	<p>第6条 利息</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでにこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の<u>第3日曜日の翌営業日</u>に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第10条 規定の変更</u></p> <p><u>1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</u></p>

宝くじ夢定期預金規定（新旧対照表）

改定前	改定後
<p>第9条（預金の解約）</p> <p>この預金を解約する場合は、テレホンバンキング所定の方法により京信テレホンバンキングセンターに解約の依頼を行うか、または当支店所定の解約依頼書に記名およびお届出の印章を押印し、ご本人確認書類の写しとともに当支店に提出してください。当支店の解約依頼書が必要な場合は、電話にて当支店までご請求ください。</p>	<p>第9条（預金の解約）</p> <p><u>1. この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>2. この預金を解約する場合は、テレホンバンキング所定の方法により京信テレホンバンキングセンターに解約の依頼を行うか、または当支店所定の解約依頼書に記名およびお届出の印章を押印し、ご本人確認書類の写しとともに当支店に提出してください。当支店の解約依頼書が必要な場合は、電話にて当支店までご請求ください。</u></p>
<p>第10条 満期前解約の取扱い</p> <p><u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最終の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>以下（略）</p>	<p>第10条 満期前解約の取扱い</p> <p><u>この預金を第9条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最終の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>以下（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第15条（規定の変更）</u></p> <p><u>1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</u></p>

（注）他の定期預金関係規定等についても、上記の内容と同様の規定の改定を行います。

以上